

ISSN 2434-9690

東アジア国際 言語研究

創刊号

東アジア国際言語学会
2020年1月

目次

ごあいさつ	鈴木康之 (i)
[特別寄稿]	
文の材料としての単語と連語	鈴木康之 (1)
名詞と使役動詞 (V-(サ)セル) からなる連語	早津恵美子 (5)
[対照研究]	
構造で作る派生空間詞	高橋弥守彦 (25)
日本語の「を格」、「から格」の空間名詞と自動詞との組合せに対応する台閩語の 連語との比較	施 淑恵 (36)
「ノニ」文と中国語“关联词”訳の対照研究	孫 宇雷 (51)
「習得」に関する動詞の語彙的意味の分析——日中の結果複合動詞を中心に——	蘇 丹 (61)
「のだ」文と焦点・強調的“是”字文との対照研究 — 対訳における 意味伝達と形式選択から—	曹 銀閣 (72)
「飛び+V」と“跳/飞+V”についての一考察	陳 雄洪 (82)
拡張意味単位からみた日中同形語の対照研究—「精神」を例として—	梁 鵬飛 (92)
[日本語研究]	
不可能形式による禁止表現	李 楠 (103)
コーパスに基づく類義語の意味分析の研究—「はがれる、むける」などを中心に—	李 響 (111)
日本語の存在文と所在文の置き換えに関する一考察	鄧 超群 (121)
新聞社説における譲歩表現に関する分析—その談話機能を中心に—	単 艾婷 (131)
日本語の「内の関係」連体修飾節のモダリティについての考察	張 静苑 (142)
類型論的にみる日本語の目的語名詞の定性	魯 美玲 (153)
『萬葉集』にみられるオノマトペ—AB型を中心に(その式)—	王 則堯 (164)
[中国語研究]	
中国語の仮定複文における前後節の関係標識について	新田小雨子 (174)
時量詞構文における焦点について	福本陽介 (184)
歴史的に見た離合詞—“请客”“生气”“见面”—	石井宏明 (195)
小説の地の文における“SV了O”文の成立条件	白石裕一 (205)
現代中国語の数量詞について	洪 安瀾 (218)
“把”構文における可能表現についての再考	小路口ゆみ (229)
位置移動の動詞“过”のスキーマについて	蘇 秋韵 (239)
二空間の質的対立から見た“过”の通過義について—「境界プロフィール」と 「場所プロフィール」に着目して—	佐々木俊雄 (250)
清末北京語動詞の実態—張廷彦『支那語動字用法』と『動字分類大全』に基づいて—	許 辰晨 (261)
2019年月例会発表記録	(272)
編集後記	(274)
執筆者一覧	(275)
英文目録	(276)

不可能形式による禁止表現

A Case Study of Prohibition Expression : Focusing on Potential Forms

李 楠
Li Nan

提要 本文基于语料库中实际语言的使用情况，从语用学的视角分析了日语中不可能形式所表达的禁止表现，并阐述了其使用情况和条件。研究表明，不可能形式的禁止表现与“期望度”有着密切的联系。在大部分的禁止表现中，行为被禁止的原因在于“外部条件不允许”，而这一类禁止的甄别标准来自于自然规律和广义上的社会规范（包括各种法律、法规、社会习俗、道德规范）。此外，这些形式是礼貌策略的一种非直接体现，当禁止表现为高度损害面子的言语行为，而不得不对其进行禁止的情形下，说话人更倾向于采用不可能形式对其进行禁止。其旨在表达：对该行为的禁止并非出于主观意愿，而是该行为不符合自然或社会的“期望”。

キーワード：語用論 不可能形式 禁止表現 ポライトネス 含意

目次

1. はじめに
2. 不可能形式の意味分類
3. 禁止表現における望ましさ
4. 二種の不可能形式による禁止表現
5. おわりに

1. はじめに

現代日本語では、不可能形式による禁止表現がしばしば見られる。例えば、以下のような例文がある。

- (1) 食べられません。(食品の乾燥剤)
- (2) 道路に長時間、反復継続して駐車することはできません。(北海道警察ホームページ)
- (3) 旅客車内に立ち入ることはできません。(入場券切符)

これらの例文では、動作や行為の実行が実現不可能という意味ではない。つまり、食べることや、駐車すること、車内に立ち入ることは実際には可能だが、それらの実現があたかも最初から不可能であるかのように言うことによって、動作や行為を禁じているのである。本

論文では、これらの禁止表現の使用実態や使用条件を分析する。

2. 不可能形式の意味分類

不可能形式は、不可能であることの条件によって、いくつかに分類できる。渋谷（1993）は、主体の持つ能力によってある動作を実現することが不可能であることを表す「能力不可」と、主体の外的状況に主体がある動作を行うことを妨げるような条件があるためその動作を実現することが不可能であることを表す「外的条件不可」の二つに分けている。これによって、本稿では不可能表現の意味を能力不可能、外的条件不可能、そしてそれぞれによる禁止表現に分類することができる。

- (4) a.免許がないから駐車できません。
- b.ここは狭いから駐車できません。
- c.君は生まれつき体が弱いから、泳げないよ。(医者が患者に)
- d.ここは車庫につき、駐車できません。

この四つの例では、(4a) は能力が欠如しているために不可能であることを表し、(4b) は条件を満たしていないため一時的に実現が不可能であることを表している。(4a) (4b) は不可能形式の基本的な意味であるのに対して(4c) は能力不可による婉曲的な禁止であり、(4d) は聞き手の能力とは関係なく、また恒常的なものである点が(4)ab の二例と異なる。ここは駐車を許さないという相手に対しての働きかけであり、禁止を表している。

3. 禁止表現における望ましさ

仁田（1991）は、命令文全般について考察し、「典型的で適切な」命令文が成立するための「運用論的な条件」を次のように整理している。

(5)命令文の運用的な条件

- i) 話し手は、聞き手が事態を実現することを望んでおり、聞き手が実現する事態は話し手にとって都合のよい、望ましい、好ましいものである。
- ii) 聞き手は自分の意志でその事態を遂行する能力を持っている。
- iii) 命令されている事態は、いまだ実現されていない事態である。

(仁田 1991 : 239)

本稿は条件 i) の望ましさに焦点を当てながら、コーパスデータを用いて語用論的立場から、これらの形式による禁止表現を詳しく分析していく。

4. 二種の不可能形式による禁止表現

不可能形式による禁止は、「するな」形式などと比べると丁寧な形式である。なぜそのような解釈されるのであろうか。ここでは Brown & Levinson（1987）によるポライトネス理論によって考察する。Brown & Levinson（1987）によるポライトネス理論は、人類学や社会学に

おけるフェイス (face、社会的に認められた自己イメージ) という概念を用いて、ポライトネスを定義している。フェイスにはポジティブ・フェイスとネガティブ・フェイスの二種類がある。ポジティブ・フェイスとは自分のありかた、行為を積極的に他人に認められたいという欲求であり、ネガティブ・フェイスとは、自分のありかた、行為を他人に拘束されたくないという欲求である。日常生活において、これらの欲求を脅かす行為 (face threatening act, FTA) は避けがたい。例えば不満を述べたり、叱ったりすることは聞き手のポジティブ・フェイスを傷つける。あるいはまた、依頼や誘いも相手の行動を縛ることになるので、ネガティブ・フェイスを脅かす行為となる。そのため、何らかの形でその FTA の力を緩和する努力がなされる。FTA に際して、話し手が相手のフェイスを守るために行う修復行為をポライトネス・ストラテジーと呼ぶ。

禁止は典型的な FTA であり、何らかのストラテジーによって、FTA を緩和する必要がある。たとえば、「おまえは才能があるんだから、練習を怠けるなよ」のように、禁止の働きかけをする前に、褒めることによって相手のポジティブ・フェイスに配慮を示せば、FTA は緩和される。あるいは相手のネガティブ・フェイスに配慮して、「しないで」のような定型依頼表現を使うことによって聞き手に選択権を与え、FTA を弱めることができる。では、不可能表現はどのようなストラテジーと言えるだろうか。ここでは「能力不可」と「外的条件不可」に分けて論じていく。

4. 1 能力不可による禁止

まず、能力不可による禁止の例を一つ見てみよう。

(6)君は生れつき体が弱いんだから、泳げないよ。(医者が患者に) (渋谷 1993 : 51)

この例が禁止を表すかどうかは文脈に依存する。例えば、医者が患者に、教師が生徒にいうのであれば、禁止と解釈しやすい。つまり、ここでの禁止は語用論的な含意である。したがって、Brown & Levinson (1987) のストラテジーで言えば、「[ほのめかし (off-record)]」に相当する。しかし、それだけではない。上の文は、能力が欠けていることによって、当該行為の実行がもたらす結果が聞き手にとって不利益となることも含意している。相手の(不)利益を考慮していると伝えることは Brown & Levinson (1987) ではポジティブ・ポライトネス・ストラテジーとされる。さらにまた、このような状況では、「君は生れつき体が弱いんだから」のような、理由付けを伴うことが多い。これもまたポジティブ・ポライトネス・ストラテジーである。以上のことから、「するな」のような直接的な禁止文に比べて、不可能形式ははるかに相手のフェイスに配慮したポライトな表現であると言うことができる。

不可能形式は単に能力が欠けているというだけではなく、無理してその行為を実行することによって、聞き手に不利益が生じる、つまり聞き手にとって望ましくない事態が生じるという意味が含まれるとき、禁止と解釈される。したがって、(7) のように不利益が想定でき

ない状況では、不可能表現で禁止の発話行為を表すのは難しい。

(7) 芋を洗うようで、立っているのがやっとならぬよ。

不可能形式が聞き手のためを思っている禁止であるということは、禁止される事態に対する望ましさを規範から説明することができる。この禁止における当該行為の実行に対して、行為の実行に対する望ましさを規範の持ち主は、話し手側にあるが、話し手が直接禁止をしているのではなく、あくまで聞き手に対する望ましさが聞き手の行動を妨げている、つまり、行為の実行は望ましくないとして禁止するのである。これを図式にすると、以下のようなになる。なお、聞き手にはそもそも当該行為を行う能力が欠けているため、聞き手と行動は点線で結ぶ。

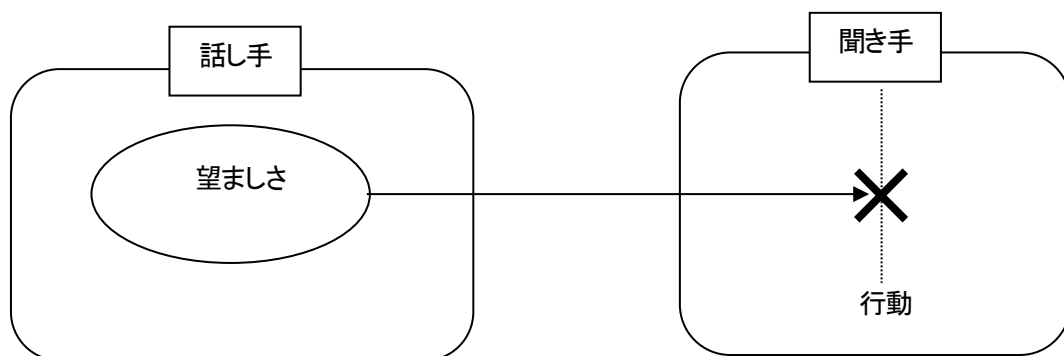


図1 能力不可による禁止

このような能力不可による禁止は、稀にしか見られない。この場合話し手は聞き手の能力に踏み込んでその行為の実行をやめるようにするため、話し手と聞き手の関係は、話し手が親や、先生、コーチである場合など、限られた関係にしか見られない。その一方、不可能形式による禁止は、外的条件不可によるものがほとんどである。

4. 2 外的条件不可による禁止

4. 2. 1 外的条件不可

外的条件不可の禁止では、できない原因が聞き手側ではなく、外的条件にあり、禁止される事態に対する望ましさは話し手と聞き手を含む社会的ルール、あるいは自然界の法則である。例えば、以下の例文は話し手が「子供にたばこの煙を吸わせるべきではない」「場所の管理者の指示には従わなければならない」という規範や、「毒キノコを食べてはならない」という法則に従う限り、聞き手に不利益をもたらさないという場面で使われている。

(8)a. ここは子供が来るから、タバコ吸えないよ。

b. ここは禁煙って書いてあるから、タバコ吸えないよ。

(9) このキノコは食べられないよ。

つまり、禁止される事態に対する望ましさを規範を背後にある力として聞き手に持ち出せ

ば、相手に対して禁止することが可能になる。これを Brown & Levinson (1987) のポライトネス理論から見れば、「できない原因」が聞き手にない、ということは「聞き手に瑕疵はない」ことを伝えることになる。つまり、相手のポジティブ・フェイスに配慮したということになる。さらに言えば、話し手も自分個人にとって望ましいのではなく、一般的にできないのだということによって、話し手自身の責任も免れることができる。なお、直接発話行為ではないので、ポライトネス・ストラテジーとしてはフェイスを脅かす危険が非常に高いと判断される場合に用いられる「ほのめかし (Off-Record)」に分類される。いずれにしても、「するな」や「してはいけない」に比べて、非常に丁寧な禁止表現であると言える。

禁止される事態に対する望ましさを規範が話し手と聞き手を含むもの（ルールや法則など）であること、話し手ではなく、禁止される事態に対する望ましさが聞き手の行動を妨げるということを図示すると次のようになる。

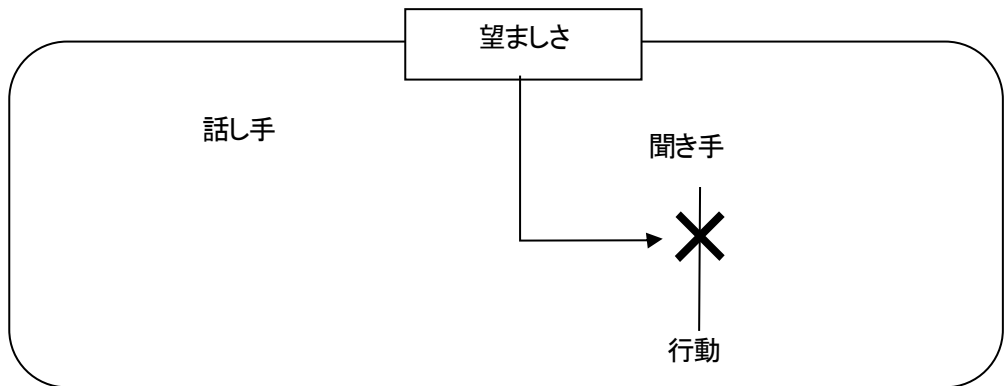


図2 外的条件不可による禁止

4. 2. 2 「ほのめかし」としての禁止

不可能形式による禁止表現は、禁止である以上、聞き手に選択を与えない。同時に間接発話行為であり、禁止の意味は語用論的推論から生じる。「ほのめかし (Off-Record)」という非常にポライトネスの程度の高い表現であるため、公共施設、サービスの場面などで、客や利用者に対してなんらかの行為を行わないようにするための働きかけとして用いられることが多い。

不可能形式が、丁寧に遠回しな働きかけであることは、モダリティ副詞「絶対に」と共起しにくいことから分かる。

禁止と共起できるモダリティ副詞は、「ぜひ」「くれぐれも」「必ず」「絶対に」のうち、「絶対に」だけである。しかし、不可能形式による禁止表現は「するな」や「してはいけない」のような形式とは違って、(10c) のように、「絶対に」と共起しない。

(10) a.絶対に入るな。

b.絶対に入ってはいけない。

c. ?絶対に入れない。

その原因は、「絶対に」の話し手の強い意志にある。「絶対」は、話し言葉でも書き言葉でも、その物事がどのような条件下でも必ず成立するという、話し手の強い気持ちを表す(『明鏡国語辞典 第二版』『日本語語感の辞典』)。また、前坊(2014)によれば、「絶対」と共起するモダリティで最も多いのは「意志」である。用例をみても「～してやる」、「～させない」のような強い表現や否定形、そして、「いや」「だめ」のようなネガティブな語との共起がみられ、また、「!」が文末につけられることもあったと前坊は指摘している。これらのことから、「絶対」が強い直接的な主張と共起しやすいことがわかる。

(11) 「絶対」の使用条件

書き手の考え、主張が強く表れる文章に多い。

相互作用のある場で出現しやすい。

客観的事実性が強く求められる文章には適さない。(前坊2014: 101)

例えば、(12)のような話し手の希望や要求を表すコンテキストでは、「絶対に」が使えるが、逆に、話し手の強い望みなど強い意志を表すコンテキストがなければ、(13)のように、「絶対に」が使えない。

(12) a.絶対にアメリカに行きたくない。

b.絶対に行って欲しくない。

(13) *私が代わりに絶対に行きましょうか?

「絶対に」は、この例文のように、話し手の強い望みを表す表現と共起するとすれば、不可能表現による「ほのめかし」の禁止と共起できないのは明らかである。以下の例文の、「絶対にできない」は単に不可能であることを強調しているだけで、禁止とは解釈できない。

(14) a.手術してすぐに、絶対に外出できないよ。(能力不可能)

b.ここは子供が来るから、タバコ絶対に吸えない。(外的条件不可能)

4. 2. 3 話し手の知識

以上で見てきたように、不可能形式による禁止の「望ましさ」の基準は、話し手または話し手と聞き手を含む社会が持っているものである。これを話し手と聞き手の知識という観点から見てみたい。

渋谷(1993)は不可能形式について、ある動作を行うことが可能であるかどうかということは、一般に動作主体自身がよく知っているが、主語が二人称になると、例えば平叙文(15)のように、話し手(この場合はコーチ)のほうがより多くの情報を持っていてその情報を聞き手に伝えるために用いられるとしている。

(15)君はこの調子でいけば、100メートル10秒で走れるよ。(渋谷1993: 52)

このように、可能形式の場合、二人称主語の平叙文の場合、話し手の方がより多く情報を持っていて、その情報を聞き手に伝えるために用いられる。

次に、命令文における話し手の知識に関して、井上（1993：334）は、日本語の命令文の第一の機能は「話し手の意向が聞き手の知識に導入されるように働きかけることにある」としている。不可能形式が禁止として使われる場合も、禁止される行為がもたらす結果に対する望ましさに関して、話し手の方が聞き手よりも多くの情報を持っている。この点については、能力不可においても、外的条件不可においても言えることである。例えば、(16)は能力不可で、話し手（この場合はコーチ）が相手の能力についてより多くの情報をもっていて、その情報を聞き手に提示し、禁止をしている。(17)は外的条件不可で、話し手に条件が欠けていることを聞き手よりも知っていて、その情報を聞き手に提示し、禁止をしている。

(16)君は体が弱いから、泳げないよ。

(17)a.君はまだ宿題が残ってるから、遊べないよ。

b.このレストランではタバコを吸うことはできないよ。

なお、可能形式は、肯否が非対称性になっており、否定の方が使用される割合が高いことが多くの先行研究において指摘されている。Narrog（2009：249）によれば、日本語は可能と否定のコロケーションがいちばん多く見られるという。しかし、だからといって肯定可能文は命令には使用されないというわけではない。行為の実行による結果の望ましさについて、話し手のほうがより多くの情報を持っているのであれば、肯定可能文は命令文として解釈しうる。例えば、(18)のような文は、聞き手が駐車場のスペースを探しているところに「ここはできる」という新たな情報を提示する場面で、「ここに停めるように」という命令文となる。

(18)そこはだめです。ここなら駐車できます。

(18)のような例文には、話し言葉では談話効力のマーカー（ナロック 2002:230）「よ」がしばしば付加され、新しい情報の提供として使われ、話し手と聞き手の間に情報の共有があることを示す「ね」とは共起しにくいことから、情報の非対称性は明らかである。

(19)そこはだめです。ここなら駐車できます {よ/?ね}。

このように、不可能形式は、話し手が行為の実行が望ましくないものであるということを、聞き手より多くの情報を持っていることが、不可能形式による禁止表現の特異性であることが本稿の分析で明らかになった。

5 おわりに

本稿では不可能形式における禁止表現の使用実態、使用条件を語用論的な観点から分析した。不可能形式は含意によって禁止の機能を持つ。直接的な禁止ではないので、フェイスを侵害する危険性が非常に高いと判断される場合に用いられる、ポライトネスの程度の非常に高い表現である。

「能力不可」の場合には、望ましきの規範は話し手によるものであるが、あくまで間接的な発話行為であり、話し手が直接禁止すると言うよりも、「望ましき」が聞き手の行動を禁止すると捉えるべきである。「外的条件不可」においては、望ましきの規範は話し手と聞き手の双方を含む社会や世界のありようである。これらの会話においても、話し手が直接禁止しているのではなく、「望ましき」が聞き手の行動を禁じている。「能力不可」「外的条件不可」のいずれの場合も、聞き手が行為の実行に対する望ましきの規範やルールを知らず、話し手がそれを提示し、行為の実行をやめるように発話するものである。

これらの分析のように、不可能形式による禁止表現には文脈や使用条件が限られている。つまり、語用論的な制限が大きいと言える。これらは主に、ポライトネスの需要が高い場合における禁止表現として使われる。

参考文献

- 井上優 (1993) 「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」—命令文・依頼文を例に—」『国立国語研究所報告 105 研究報告集 14』秀英出版, 333-360.
- 渋谷勝己 (1993) 「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33, 1-262
- ナロック・ハイコ (2002) 「意味論的カテゴリーとしてのモダリティ」大堀壽夫 (編) 『シリーズ言語科学 3 認知言語学 2 カテゴリー化』東京大学出版会
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 前坊香菜子 (2014) 「必ず」「絶対」「きっと」の文体的特徴: 『現代日本書き言葉均衡コーパスの調査から』『一橋大学国際教育センター紀要』5, 93-104
- Brown, P., & Levinson, S. (1987) *Politeness*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Narrog, H. (2009) *Modality in Japanese: The Layered Structure of the Clause and Hierarchies of Functional Categories (Studies in Language Companion Series)*. John Benjamins Publishing Company.

本稿は中国江蘇大学の科研基金項目 (課題名: 日語的语义扩张 課題番号: 5501150004) の助成を受けている。